

令和6年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第6号説明資料

令和6年2月13日

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～3
改正資料	4～12
新旧対照表	13～17

町民課

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

本町の国民健康保険財政については、国民健康保険税は被保険者の減少に伴い税収入は減少傾向が続いており、保険給付費については、被保険者の減少などにより支出は減少しています。

一方で、医療の高度化や、高齢化による診療回数の増などの要因により、一人当たりの保険給付費は増大しており、そのため、保険給付費の財源となる国民健康保険事業費納付金の負担については、小幅な減少にとどまっております。現状の保険税率・税額のままで、今後の健全な運営を維持していくことは困難な状況となっております。

そのため、国民健康保険の運営を見据えつつ、財政の健全化を図ることを目的とし、令和6年度に係る国民健康保険税の税率・税額、法定軽減該当世帯の国民健康保険税負担額及び未就学児に係る国民健康保険税の均等割負担額を見直すため、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 国民健康保険税の税率・税額の改正

国民健康保険財政を安定的に運営することを目的に次のとおり、国民健康保険税率・税額の改正を行います。

なお、医療給付費分の平等割額については、現行税額を維持します。

		A	B	C
		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
ア 所得割率 所得に応じて	現行	6.2/100	2.8/100	2.3/100
	改正後	6.5/100 (+0.3)	2.9/100 (+0.1)	2.4/100 (+0.1)
イ 均等割額 1人ごと	現行	24,500円	13,000円	12,000円
	改正後	25,500円 (+1,000円)	13,500円 (+500円)	12,600円 (+600円)
ウ 平等割額 世帯ごと	改正なし	21,000円		

改正率	対令和5年度国民健康保険税額 3.49%の増
-----	---------------------------

(2) 法定軽減該当世帯の国民健康保険税負担額の改正

国民健康保険税の税額が改正されることに伴い、法定軽減該当世帯の国民健康保険税負担額も改める必要があるため、次のとおり改正を行います。

区 分		現行の負担額	7割軽減該当者	5割軽減該当者	2割軽減該当者	
均等割額	医療給付費分	現行	24,500円	7,350円	12,250円	19,600円
		改正後	25,500円 (+1,000円)	7,650円 (+300円)	12,750円 (+500円)	20,400円 (+800円)
	後期高齢者支援金分	現行	13,000円	3,900円	6,500円	10,400円
		改正後	13,500円 (+500円)	4,050円 (+150円)	6,750円 (+250円)	10,800円 (+400円)
	介護納付金分	現行	12,000円	3,600円	6,000円	9,600円
		改正後	12,600円 (+600円)	3,780円 (+180円)	6,300円 (+300円)	10,080円 (+480円)
平等割額	医療給付費分	改正なし	21,000円	6,300円	10,500円	16,800円
	後期高齢者支援金分					
	介護納付金分					

法定軽減該当となる世帯の判定所得金額（参考）

	7割軽減対象	5割軽減対象	2割軽減対象
1人世帯の場合	43万円以下	72万円以下	96.5万円以下
2人世帯の場合		101万円以下	150万円以下
3人世帯の場合		130万円以下	203.5万円以下

※給与所得者等が1人の場合

(3) 未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の改正

国民健康保険税の税額が改正されることに伴い、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額も改める必要があるため、次のとおり改正を行います。

		7割軽減 該当者	5割軽減 該当者	2割軽減 該当者	軽減なし 該当者
医療給付費分	現行	3,675円	6,125円	9,800円	12,250円
	改正後	3,825円 (+150円)	6,375円 (+250円)	10,200円 (+400円)	12,750円 (+500円)
後期高齢者 支援金分	現行	1,950円	3,250円	5,200円	6,500円
	改正後	2,025円 (+75円)	3,375円 (+125円)	5,400円 (+200円)	6,750円 (+250円)

(4) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

3 改正資料

(1) 改正後の国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税の軽減に該当する世帯

日本太郎(70歳)の年金収入：150万円（年金所得は40万円）

*合計所得金額は40万円のため、7割軽減の該当世帯となります。

A 医療給付費分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額＝所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ 均等割額＝1人×均等割額(25,500円)×(1-0.7)=7,650円

ウ 平等割額＝21,000円×(1-0.7)=6,300円

小計 13,900円(百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額＝所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ 均等割額＝1人×均等割額(13,500円)×(1-0.7)=4,050円

小計 4,000円(百円未満切り捨て)

C 介護納付金分（40歳～64歳の被保険者が対象）

年齢が65歳以上であるため、0円

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C) 17,900円(年額)

(現行より400円増)

国民健康保険税の軽減に該当する世帯

小磯太郎(70歳)の年金収入：80万円（年金所得は0円）

小磯花子(68歳)の年金収入：30万円（年金所得は0円）

*合計所得金額は0円のため、7割軽減の該当世帯となります。

A 医療給付費分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額＝いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ 均等割額＝2人×均等割額(25,500円)×(1-0.7)=15,300円

ウ 平等割額＝21,000円×(1-0.7)=6,300円

小計 21,600円(百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額＝いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ 均等割額＝2人×均等割額(13,500円)×(1-0.7)=8,100円

小計 8,100円(百円未満切り捨て)

C 介護納付金分（40歳～64歳の被保険者が対象）

両名ともに年齢が65歳以上であるため、0円

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C) 29,700円(年額)

(現行より900円増)

給与及び年金所得の該当世帯

国府太郎(67歳) : 給与収入300万円 (給与所得が192万円)
年金収入200万円 (年金所得が90万円)
合計所得 (282万円)

国府花子(64歳) : 給与収入100万円 (給与所得が45万円)

A 医療給付費分 (すべての被保険者が対象)

ア 所得割額 = (282万円 - 43万円) × 所得割率 (6.5%) …155,350円

所得割額 = (45万円 - 43万円) × 所得割率 (6.5%) …1,300円

イ 均等割額 = 2人 × 均等割額 (25,500円) …51,000円

ウ 平等割額 = 21,000円

小計 228,600円 (百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分 (すべての被保険者が対象)

ア 所得割額 = (282万円 - 43万円) × 所得割率 (2.9%) …69,310円

所得割額 = (45万円 - 43万円) × 所得割率 (2.9%) …580円

イ 均等割額 = 2人 × 均等割額 (13,500円) …27,000円

小計 96,800円 (百円未満切り捨て)

C 介護納付金分 (40歳～64歳の被保険者が対象)

ア 所得割額 = (45万円 - 43万円) × 所得割率 (2.4%) …480円

イ 均等割額 = 1人 × 均等割額 (12,600円) …12,600円

小計 13,000円 (百円未満切り捨て)

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C) 338,400円 (年額)

(現行より13,200円増)

一般的な現役世代に該当する世帯

神奈川太郎(45歳) : 給与収入400万円 (給与所得が276万円)

神奈川花子(38歳) : 収入なし

神奈川次郎(15歳) : 収入なし

A 医療給付費分 (すべての被保険者が対象)

ア 所得割額 = (276万円 - 43万円) × 所得割率(6.5%) … 151,450円

イ 均等割額 = 3人 × 均等割額(25,500円) … 76,500円

ウ 平等割額 = 21,000円

小計 248,900円(百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分 (すべての被保険者が対象)

ア 所得割額 = (276万円 - 43万円) × 所得割率(2.9%) … 67,570円

イ 均等割額 = 3人 × 均等割額(13,500円) … 40,500円

小計 108,000円(百円未満切り捨て)

C 介護納付金分 (40歳～64歳の被保険者が対象)

ア 所得割額 = (276万円 - 43万円) × 所得割率(2.4%) … 55,920円

イ 均等割額 = 1人 × 均等割額(12,600円) … 12,600円

小計 68,500円(百円未満切り捨て)

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C) 425,400円(年額)

(現行より16,800円増)

(2) 国民健康保険税として収納する必要額

	経費	国民健康保険事業費 納付金額	その他経費（葬祭費など）	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
①		626,048千円	12,335千円		234,595千円	83,437千円	956,415千円
②	現年度保険税以外の収納見込額 (特別交付金、基盤安定繰入金など)	191,764千円			46,951千円	16,816千円	255,531千円
③	収納必要額 ①－②	446,619千円			187,644千円	66,621千円	700,884千円

	改正率計算	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合計④ (収納見込額)	設定保険税率 での不足額⑤ ③収納必要額－④ 700,884千円	財政調整基金 取崩し額⑥ R5年度未基金 保有見込額 72,017千円	一般会計繰入額 ⑦ (⑧－⑥)
改正率 3.49%	所得割率 均等割額 平等割額	6.50% 25,500円 21,000円	2.90% 13,500円 -	2.40% 12,600円 -	現行税率に比べ 20,981千円の増 622,488千円	78,396千円	全額取り崩し 72,017千円	6,379千円
現行税率 (参考)	所得割率 均等割額 平等割額	6.20% 24,500円 21,000円	2.80% 13,000円 -	2.30% 12,000円 -	601,507千円	99,377千円		

(3) 国民健康保険税率等の改正による世帯への影響

- 家族状況 単身高齢者
 軽減該当（7割軽減）
 介護納付金該当なし

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得
日本太郎	世帯主	70歳	1,500,000円	400,000円

世帯員		1人	現行	改正後
介護分		0人		
医療給付費分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		7,350円	7,650円
	(ウ) 平等割		6,300円	6,300円
	(A) 合計		13,600円	13,900円
後期高齢者 支援金分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		3,900円	4,050円
	(B) 合計		3,900円	4,000円
介護納付金分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		0円	0円
	(C) 合計		0円	0円
年間税額 (A) + (B) + (C)			17,500円	17,900円

※それぞれ100円未満切り捨て

(現行より400円増)

- 家族状況 高齢者夫婦
軽減該当（7割軽減）
介護納付金該当なし

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得
小磯太郎	世帯主	70歳	800,000円	0円
小磯花子	妻	68歳	300,000円	0円

世帯員		2人	現行	改正後
介護分		0人		
医療給付費分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		14,700円	15,300円
	(ウ) 平等割		6,300円	6,300円
	(A) 合計		21,000円	21,600円
後期高齢者 支援金分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		7,800円	8,100円
	(B) 合計		7,800円	8,100円
介護納付金分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		0円	0円
	(C) 合計		0円	0円
年間税額 (A) + (B) + (C)			28,800円	29,700円

※それぞれ100円未満切り捨て

(現行より900円増)

- 家族状況 高齢者夫婦
軽減非該当
介護納付金対象者1人

名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得
国府太郎	世帯主	67歳	3,000,000円	1,920,000円
			年金収入	年金所得
			2,000,000円	900,000円
国府花子	妻	64歳	給与収入	給与所得
			1,000,000円	450,000円

世帯員		2人	現行	改正後
介護分		1人		
医療給付費分	(ア) 所得割		149,420円	156,650円
	(イ) 均等割		49,000円	51,000円
	(ウ) 平等割		21,000円	21,000円
	(A) 合計		219,400円	228,600円
後期高齢者 支援金分	(ア) 所得割		67,480円	69,890円
	(イ) 均等割		26,000円	27,000円
	(B) 合計		93,400円	96,800円
介護納付金分	(ア) 所得割		460円	480円
	(イ) 均等割		12,000円	12,600円
	(C) 合計		12,400円	13,000円
年間税額 (A) + (B) + (C)			325,200円	338,400円

※それぞれ100円未満切り捨て

(現行より13,200円増)

- 家族状況 現役世代、子ども1人
軽減非該当
介護納付金対象者1人

名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得
神奈川太郎	世帯主	45歳	4,000,000円	2,760,000円
神奈川花子	妻	38歳	0円	0円
神奈川次郎	子	15歳	0円	0円

世帯員		3人	現行	改正後
介護分		1人		
医療給付費分	(ア) 所得割		144,460円	151,450円
	(イ) 均等割		73,500円	76,500円
	(ウ) 平等割		21,000円	21,000円
	(A) 合計		238,900円	248,900円
後期高齢者 支援金分	(ア) 所得割		65,240円	67,570円
	(イ) 均等割		39,000円	40,500円
	(B) 合計		104,200円	108,000円
介護納付金分	(ア) 所得割		53,590円	55,920円
	(イ) 均等割		12,000円	12,600円
	(C) 合計		65,500円	68,500円
年間税額 (A) + (B) + (C)			408,600円	425,400円

※それぞれ100円未満切り捨て

(現行より16,800円増)

改正案	現行
<p>第1条・第2条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.5を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万5,500円</u>とする。</p> <p>第6条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.9を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万3,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,600円</u>とする。</p> <p>第11条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高</p>	<p>第1条・第2条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.2を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万4,500円</u>とする。</p> <p>第6条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.8を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万3,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,000円</u>とする。</p> <p>第11条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高</p>

改正案

年齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について
て 1万7,850円

イ 省略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 9,450円

現行

年齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について
て 1万7,150円

イ 省略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 9,100円

改正案

現行

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,820円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万2,750円

イ 省略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,750円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,400円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万2,250円

イ 省略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,500円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

改正案

て 5,100円
イ 省略
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について 2,700円
エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人に
ついて 2,520円
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の
最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)があ
る場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該
納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額
(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額
後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次
の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得
た額とする。
(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定
める額
ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,825円
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,375円
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万200円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万2,750円
(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保
険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人
について次に定める額
ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 2,025円
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,375円
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,400円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,750円
3 省略
第22条の2～第27条 省略

現行

て 4,900円
イ 省略
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について 2,600円
エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人に
ついて 2,400円
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の
最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)があ
る場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該
納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額
(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額
後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次
の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得
た額とする。
(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定
める額
ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,675円
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,125円
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,800円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万2,250円
(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保
険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人
について次に定める額
ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,950円
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,250円
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,200円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円
3 省略
第22条の2～第27条 省略

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	